

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2F

TEL.043-245-1551 FAX.043-245-9338

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について

この制度は、千葉県内で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付する資金です。

資格を取得した日から1年以内に千葉県内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業を継続することで、返還債務の全部又は一部が免除される場合があります。

※千葉市で高等職業訓練促進給付金を受給している方は、千葉市社会福祉協議会でお申込みください。

(1) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

(2) 資金種類

資金種類は次の2つです。

【入学準備金】上限 500,000円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金

【就職準備金】上限 200,000円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

(3) 貸付対象者

貸付対象者は次の**全てを満たす方**とします。

- ①高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方※
ただし、専門実践教育訓練給付金を併給する方を除く
- ②千葉県に住民登録をしている方（千葉市を除く）
- ③高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、原則千葉県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ④他の都道府県指定都市で本資金を借り受けていない方

※高等職業訓練促進給付金とは、母子・父子家庭の方々が見習い等資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減や入学時の負担軽減のために給付する資金のことです。詳細については、市にお住まいの方は各市のホームページ、町村にお住まいの方は県のホームページをご覧ください。

(4) 貸付利子

無利子。連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間は無利子とし、履行猶予間経過後には年1.0%の利率とします。

ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年5.0%の延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

原則1名必要。やむを得ない理由により連帯保証人を立てられない場合でも貸付けは可能です。

2 申請手続き等について

(1) 貸付の申込み

高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った市または健康福祉センターに、申請書と下記必要書類を揃えてお申込みください。

【共通】

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）
- ②身上調書（様式第2号）
- ③推薦書（様式第3号）
- ④戸籍抄本
- ⑤申請者の本人確認書類(連帯保証人を立てる場合は同様に1通)(運転免許証等の写し)
- ⑥世帯全員の記載のある住民票（借受人・連帯保証人）
- ⑦連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し）

【入学準備金を申請する場合】

- ①入学の準備にかかる経費（入学金、教材費、学用品、交通費、被服費等）の額のわかる書類等

【就職準備金を申請する場合】

- ①学業成績表
- ②卒業証明書
- ③取得した資格の資格者証等の写し

(2) 貸付の決定

提出された書類を審査し貸付の可否を決定いたします。

貸付決定の場合は県社協会長と借受人の間で貸付に係る契約を締結いたします。

(3) 貸付金の交付

入学準備金、就職準備金ともに原則として一括で交付します。また、入学準備金の

送金は入学後となり、就職準備金は養成機関卒業後の送金となります。

(4) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に資金の貸付契約を解除します。

- ①養成機関を退学したとき
 - ②心身の故障で修学を継続できないとき
 - ③死亡したとき
 - ④借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき
 - ⑤その他訓練促進資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき
- ※在学中に結婚等により、ひとり親ではなくなった場合も契約解除対象となります。

(5) 資金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間内に、一括又は月賦、半年賦により、県社協が指定した金融機関口座に送金いただきます。

- ①貸付契約を解除されたとき
- ②借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③借受人が千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- ④業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなかったとき

(6) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ①借受人が訓練促進資金の貸付けを停止された後も引き続き大学等に在学しているとき
- ②借受人が養成機関を卒業後、他種の養成機関で就学しているとき
- ③借受人が当該養成機関を修了後、資格を取得した日から1年以内に千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事したとき
- ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(7) 返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、訓練促進資金の全部又は一部が返還免除となります。

- ①原則千葉県内の施設で、取得した資格を活かして5年間引き続き働いたとき
- ②死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

(8) 届出義務

借受人又は連帯保証人は、次に掲げる事情が発生した場合には必要な書類を県社協会長に提出するものといたします。

- ①借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等重要な事項に変更があったとき
- ②借受人が養成機関を進級、休学、停学、留年、復学、退学、卒業したとき
- ③借受人が借受を辞退するとき
- ④借受人が就職又は離職したとき
- ⑤借受人が就業に堪えられない心身の故障を生じたとき
- ⑥養成機関を卒業したときから1年以内に就職しなかったとき
- ⑦借受人又は連帯保証人が死亡したとき

(9) 貸付申込書記入上の注意点

- ①訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押してください。
- ②申込書を消せるボールペンで記入しないでください。
※申込書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付の可否を判断することができず審査、保留となりますので提出前によく確認をしてください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

- (1) 該当する市又は健康福祉センターに申請書類を提出



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付の可否を決定
- (2) 貸付の可否を県社協から申請者に通知
 - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書（第5号様式）と借用証書（第7号様式）送付
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書を送付



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 貸付決定者は以下の書類を県社協に提出
 - ①借用証書（第7号様式）
 - ②印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）
 - ③振込口座の情報のわかるものの写し



資金の交付

- (1) 借用証書（第7号様式）に記載された口座に貸付金を送金（一括交付）

4 貸付中の手続き

在学届の提出

- (1) 入学準備金を借り受けた方
年度が変わるごとに訓練促進資金在学届（第20号様式）を県社協に提出



退学・留年・休学・停学・復学

- (1) 借受人が退学・留年・休学・停学・復学したとき
訓練促進資金貸付金退学等届（第17号様式）を県社協に提出



貸付を辞退する時

- (1) 貸付を辞退したいときは、訓練促進資金貸付契約解除届(第8号様式)を
県社協に提出
- (2) 県社協から借受人に貸付決定の取り消し通知を送付

5 貸付後の手続き(返還猶予・返還免除の場合)

借受人が養成機関卒業後、資格を取得し、その後働きはじめた場合には、返還の猶予、引き続き5年間当該業務に従事した場合には、訓練促進資金の返還を免除することが可能です。

【猶予の場合】

返還猶予申請

- (1) 就業後、以下の書類を県社協に提出
 - ①訓練促進資金返還債務猶予申請書(第11号様式)
 - ②訓練促進資金現況届(第21号様式)
 - ③取得した資格者証の写し



返還猶予決定

- (1) 県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知



業務に従事

- (1) 返還猶予期間中は、毎年4月に訓練促進資金現況届(第21号様式)を県社協に提出
- (2) 返還猶予期間中に一旦退職して、転職した場合には、
 - ①訓練促進資金貸付金就業先変更届(第19号様式)
 - ②訓練促進資金現況届(第21号様式)を速やかに県社協に提出

【免除の場合】

返還免除申請

(1) 原則として就業した日から、引き続き5年間当該業務に従事した場合には貸付した訓練促進資金の返還免除の対象となる

返還免除に係る書類を県社協に提出

- ①訓練促進資金返還債務免除申請書(第10号様式)
- ②訓練促進資金現況届(第21号様式)



返還免除決定

(2) 県社協から返還免除の可否を借受人に通知

返還免除決定の場合は借用証書(第7号様式)及び印鑑登録証明書を借受人等に返還

6 養成機関等を卒業後に貸付金を返還することになった場合の手続き

養成機関を卒業後、1年以内に千葉県内で取得した資格を活かした業務に従事しない場合や、養成機関を退学した場合など、貸付金の全部または一部を返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

返還の申請

- (1) 借受人は県社協に訓練促進資金返還計画書（第14号様式）を提出



返 還

- (1) 県社協から返還決定通知及び納付書を借受人に送付
- (2) 借受人は返還計画どおりに貸付金を返還



返還完了

- (1) 貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書（第7号様式）と印鑑登録証明書を返却

よくある質問

1 貸付申請について

(1) 申請方法

Q 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金はどのように申込みますか？

A 高等職業訓練促進給付金の申請窓口を通じて千葉県社会福祉協議会福祉資金部にお申し込みください。

Q 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の入学準備金と就職準備金は同時に申込みことは可能ですか？

A 入学準備金と就職準備金の申請時期は別になります。申込時期は本会ホームページでお知らせします。

(2) 貸付額について

Q 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付金の上限は入学準備金50万円、就職準備金20万円ですが、限度額で申し込むということですか？

A 貸付金の上限はそれぞれ入学準備金50万円、就職準備金20万円ですが給付ではなく貸付であることをふまえ、高等職業訓練促進給付金の窓口と相談の上、必要額をお申し込みください。

なお申請内容については県社協で精査させていただき、減額決定の場合もあります。

(3) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 貸付決定後に借用証書により契約を交わした後、指定の口座に一括送金をします。

詳細については千葉県社会福祉協議会福祉資金部までお問い合わせください。

(4) 養成機関在学中

Q 1 養成機関在学中に結婚等でひとり親でなくなった場合はどうなりますか。

A 養成機関在学中にひとり親でなくなった場合には、貸付金の返還対象となります。ただし、在学中は返還猶予ができます。

(5) 返還について

Q 1 返還決定した後に計画通りに返済しなかった場合は、どのようになりますか？

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して5.0%の延滞利子が発生します。

(6) 業務状況について

Q 1 在学届や卒業後の訓練促進資金貸付金現況届は毎年提出する必要がありますか？

A 入学準備金を借受けた方は、進級した際に在学届の提出が必要です。また、就業中の返還猶予期間の間は毎年4月に訓練促進資金現況届の提出が必要です。提出が無い場合は、返還となる場合もあります。

Q 2 准看護師2年制の学校に通った後に、正看護師の学校に行く場合、正看護師の学校に行く際にも入学準備金を申請することはできますか？

A 入学準備金及び就職準備金ともに1人につき一度の貸付となるため、准看護師の学校に入学した際に準備金を受けた場合は、正看護師の学校に入学した際には申請することはできません。

また、准看護師の学校を卒業した際の就職準備金については、「就職準備金」という資金の性質上、すぐには就職せず、別の学校に行くことが決まっているようであれば貸付けすることはできません。

Q 3 Q 2のような場合に、准看護師の学校の入学・卒業の際に訓練促進資金の借入をせず、正看護師の学校に入学してから入学準備金及び就職準備金を借り入れることはできますか？

A 正看護師の学校の入学、卒業時に高等職業訓練給付金を受けているのであれば貸付け対象となります。

Q 4 県境の場合等、卒業後から県外で業務に従事した場合、免除の対象にならないですか？

A 県内での従事を原則としていますが、勤務先が県外であっても5年間の業務従事期間を満たせば免除対象となります。

Q 5 業務従事は切れ目なく働かなくてはならないのか。求職活動で間が空いてしまう場合の取扱いはどのようになりますか？

A 求職活動の期間についても業務従事期間に含むことができます。ただし、活動期間が長期に及ぶ場合には、業務従事期間に含まれない場合もあります。

Q 6 育休や産休でも猶予の対象となりますか？

A 育休や産休から復帰して改めて業務に従事する意思がある場合は猶予の対象となります。ただし、その期間は業務従事期間には含まれません。

Q 7 求職活動の期間も業務従事期間に含むとのことですが、卒業後ずっと仕事が見つからず、5年間求職活動をしたとすると、それでも猶予は認められますか？

A 養成施設卒業後、資格を取得して1年以内に業務に従事することが要件の一つであるため、その場合は返還対象となる。

Q 8 養成施設には4月に入学しているものの、手続きが遅くなるなどして5月を過ぎて高等職業訓練給付金を受けるような場合は、入学準備金の借入はできますか？

- A 個別の対応となりますが、多少申請時期が遅れた場合であっても申請は受付させていただきます。ただし、年度末などあまりに申請が遅くなる場合には、対象とならない場合もあります。

申請・届出等様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
第2号様式	身上調書
第3号様式	推薦書
第4号様式	連帯保証人変更願
第5号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書
第6号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書
第7号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書
別紙	分割等交付承認申請書
第8号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除届
第9号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書
第10号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除申請書
第11号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予申請書
第12号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除決定通知書
第13号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予決定通知書
第14号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書
第15号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画変更願
第16号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金氏名等変更届
第17号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金退学等届
第18号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業届
第19号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業先変更届
第20号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金在学届
第21号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金現況届
第22号様式	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金死亡届